

徳山 (毛利家文庫30地誌57 御国廻御行程記(5))

制度 ⑦

「徳山城」のはじまり (1)

《一国一城令》

「一国一城令」。学校の授業で耳にし、記憶している方も多いと思います。一言で言えば、江戸幕府による大名統制の一環として、大名の領国の中には、居城以外の城の存在を認めない制度との説明になるでしょうか。

これが出されたのは元和元年(1615)。徳川幕府が、緊張関係にあった大坂の豊臣氏を軍事的に滅亡させた後の時期のことです。こうした指令が出たことは、それ以前は大名の領国内には複数の城が存在していたことを意味します。

そこで幕府は、残置の許可を得た場合を例外として、大名の居城以外の城を破却するよう命じたのでした。

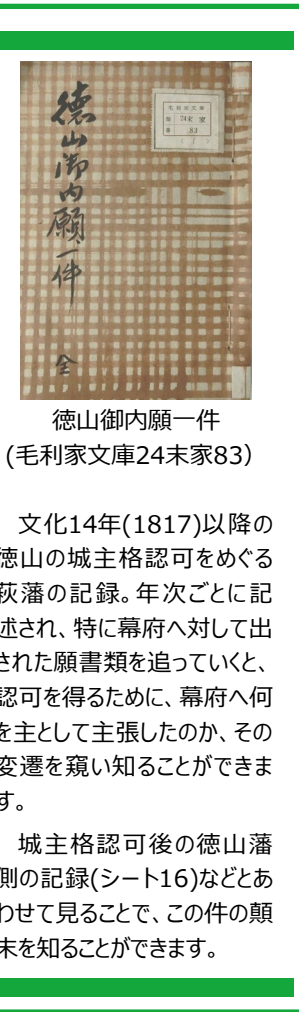
萩藩にもその指令が届いています。次ページの写真は写しですが、江戸幕府の加判衆(後の老中)から萩藩主毛利秀就に宛てた奉書(主君の意を家臣が自身の名で発する文書)です。ここでは、秀就の

居城(=萩城)以外の破却を命じています。その結果、岩国にあった岩国城、山口にあった高嶺城、長府にあった串崎城が破却されたとされています。

ところで、長府や徳山は「城下町」と銘打って、観光地として、あるいは街歩きのコースとして、現在注目されています。萩藩主毛利氏の居城のあった萩以外の地が「城下町」と言うからには、その地に「城」がある必要があります。いつ、長府や徳山に「城」が「できた」のでしょうか。ここでは徳山を例に見てみましょう。

《徳山「館」》

徳山藩は、元和3年(1617)、毛利輝元が次男就隆に3万石を分け与えたことに始まります。はじめは下松(現下松市)を居所としましたが、慶安元年(1648)、都濃郡野上への移転願いが幕府に認められ、同3年には当地を徳山(現周南市)と改称しました。以後、一時の藩断絶期間を除き、藩主毛利氏は代々、徳山の地を居所



徳山御内願一件 (毛利家文庫24末家83)

文化14年(1817)以降の徳山の城主格認可をめぐる萩藩の記録。年次ごとに記述され、特に幕府へ対して出された願書類を追っていくと、認可を得るために、幕府へ何を主として主張したのか、その変遷を窺い知ることができます。

城主格認可後の徳山藩側の記録(シート16)などとあわせて見ることで、この件の顛末を知ることができます。

としました。なお石高は、藩成立当初は3万石から後に4万5千石へ増加するものの、藩の断絶・再興後は3万石を公称しています。

慶安期の徳山移転にあたり、藩では「館」を建築しています。徳山藩と同じくらいの石高、5万石に満たない大名は、「城」ではなく「館」(陣屋とも)を持つ家が多かったようです。もちろん例外もあって、例えば津和野藩(藩主は亀井家。現島根県津和野町)は、石高は4万3千石と5万石に届きませんが、「津和野城」を持っています。このように、「城」を持つ大名は「城持」と言われ、「城持」であるか否かは、大名を区分するポイントのひとつでもありました。「城持」の方が格式が高いことから、「館」を持つ大名の中には「城持」となるべく努力した者もあって、後述のとおり、

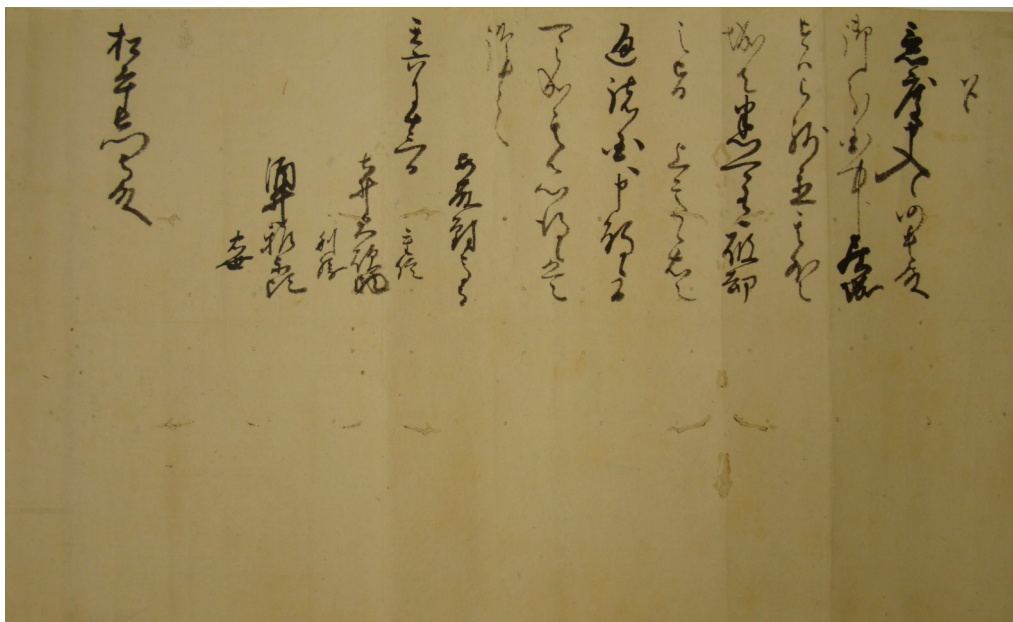
徳山毛利家もその一人でした。

《目指せ「城持」!》

徳山毛利家も、「城持」となるために、様々な努力や各所との交渉を積み重ねる必要がありました。目的を達成するためには長い年月を要することになります。

ただし、城を新たに築城して城主となるのではなく、「城持」と同格の「城主格」を目指すことになります。時の徳山藩主は8代広鎮(ひろしげ)です。

シート15と16で、その歩みを御紹介しましょう。



以上、

急度申入候、仍貴殿

御分国中居城

をハ被残置、其外之

城者悉可有破却

之旨 上意候、右之

通諸国へ申触候間、

可被成其御心得候、恐々

謹言、

安藤対馬守

(元和元年11一六15)

閏六月十三日 重信

土井大炊助

利勝

酒井雅楽頭

忠世

(毛利秀就)
松平長門守殿

毛利家文庫第5分冊2幕府11「御奉書品々写」所収「(1)加判衆連署奉書」から。加判衆からの指示のメインは傍線部にあって、「あなた(毛利秀就)の領国内の居城は残して、そのほかの城はことごとく破却するように」と言っています。